

日常生活用具の給付について

福知山市では、在宅の重度の障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付しています。

1 対象者

福知山市内にお住まいの、在宅の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

ただし、介護保険の対象となる方は、給付を希望される用具によっては介護保険の制度をお使いいただくことになります。

※障害により、給付を受けることのできる用具が違います。

（別紙）一覧表のとおり。

※一部用具については、施設入所中の方にも給付します。

2 給付の流れ

（1）申請をする

障害者福祉課もしくは各支所窓口相談係で申請します。

※ 用具購入は、必ず申請後、決定通知を受け取ってから行ってください。

購入後申請はできません。

申請に必要な書類等

① 福知山市日常生活用具給付申請書（障害者福祉課の窓口にあります）

② 御本人の各種障害者手帳

③ 御本人のマイナンバーが分かるもの

（持参の上確認が必要な物は御本人のもののみですが、同じ世帯の人全員のマイナンバーを申請書に記入する必要があります。）

④ 手続きに来庁する人の身分証明書（写真付1種類、写真無し2種類）

⑤ 見積書

事前に購入を希望する業者で見積書を受け取ってください。

⑥ 以下については、必要な方のみ提出してください

ア 申請する年の1月1日現在福知山市に住民票がない方

旧市町村の世帯の方全員の課税証明書もしくは非課税証明書（写し可）

イ 医師の意見書

難病により日常生活用具の給付を希望する人などの場合

（2）給付決定

申請後、市は、対象者の身体状況、世帯の所得の状況などを調査して、実施要綱などに基づき、給付の可否を決定します。1～2週間ほどで、申請者には日常生活用具給付決定通知、業者には日常生活用具給付券が届きます。

（3）給付

給付決定通知書が届いた後は、業者と連絡を取って、日常生活用具の給付を受けてください。自己負担金がある場合は、その時業者にお支払ください。自己負担金はお送りする決定通知に記載されています。

（4）公費の支払

納入後、市は公費の支払い分の請求を受け、納入業者に支払います。

3 自己負担金

日常生活用具は、それぞれの用具ごとに基準額が決められています。
基準額までについては世帯の課税状況によって以下の通り自己負担金の額が決められていますが、基準額を超過した分については全額自己負担となります。

区分	一部負担金の額
生活保護法世帯 または市町村民税非課税世帯に属する人	無料
市町村民税均等割のみ課税の世帯に 属する人	給付を要する金額の5%にあたる額
上記以外の人	給付を要する金額の10%にあたる額

※利用される人が市町村民税非課税の場合は、この表から計算した一部負担金の額の半額を一部負担金とします。

たとえば・・・

世帯としては課税世帯、本人は非課税のAさんが90,000円の移動、移乗支援用具を購入する場合 移動、移乗支援用具は基準額が60,000円なので、計算式は以下のようになります。 90,000円 - 60,000円 = 30,000円 …①基準額を超過した分として、自己負担金する額 60,000円 × 10% × 1/2 = 3,000円 …②基準額のうち、Aさんが負担する額 ① + ② = <u>33,000円</u> ・・・この額が、Aさんの自己負担額になります。
--

4 耐用年数

日常生活用具には、それぞれ耐用年数が決められています。一度給付を受けると、耐用年数が経過するまで給付を受けることができません。
なお、修理の際は対象になりません。

5 ストーマ装具、紙おむつ等

ストーマ装具、紙おむつ等については、施設入所中の方でも給付を受けることができます。また、消耗品のため、耐用年数もありません。対象となる方には、6ヶ月に一度申請の案内をお送りします。（3月に4月～9月分、9月に10月～3月分の申請書の申請書を対象者に送付）

6 許可、承諾

賃貸住宅にお住まいの場合で、住宅改修等（手すりの取付けや段差の解消等）を希望する際は、あらかじめ所有者の許可や承諾を取ってから申請してください。

※市営住宅、府営住宅にお住まいの場合は、所管の部署に事前に届け出てください。

市営住宅…福知山市役所土木建設部建築住宅課（TEL：0773-24-7053）

府営住宅…中丹・丹後府営住宅管理センター（TEL：0773-42-1021）

7 問い合わせ先

福知山市字内記13番地の1

福知山市福祉保健部障害者福祉課

電話 0773-24-7017

FAX 0773-22-9073

(別紙)

介護レンタル・・・★ 介護給付・・・☆ 施設入所可・・・※

※
★、
☆の用具については、介護保険優先です。

種目	金額	障害及び程度	年齢要件	耐用年数
特殊寝台 ★	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上 寝たきりの状態にある難病患者等	6歳以上	8年
特殊マット	19,600円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 知的障害A以上 寝たきり状態にある難病患者等	3歳以上	5年
特殊尿器 ☆	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 自力で排尿できない難病患者等	6歳以上	5年
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	3歳以上	5年
体位変換器 ★	15,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） 寝たきりの状態にある難病患者等	6歳以上	5年
移動用リフト ★☆（つり具部分）	159,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	3歳以上	4年
訓練用いす	33,100円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの。	3歳以上 18歳未満	8年
訓練用ベッド	159,200円	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの。 下肢又は体幹機能障害のある難病患者等	3歳以上 18歳未満	8年
段差昇降機	200,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上 寝たきりの状態にある難病患者等	3歳以上	8年
入浴補助用具 ☆	90,000円	下肢、体幹機能に障害のある人又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	3歳以上	8年
便器	便器 4,450円 手すり 5,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上 常時介護を要する難病患者等	6歳以上	8年
T字杖、棒状の杖 ※	3,150円	平衡、下肢、体幹機能障害	3歳以上	4年
移動、移乗支援用具 ★（手すり、スロープ）	60,000円	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 下肢が不自由な難病患者等	3歳以上	8年
頭部保護帽 ※	37,852円	平衡、下肢、体幹、知的、精神に障害のある人（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）	—	3年
特殊便器	151,200円	上肢障害2級以上、知的障害A以上 上肢機能に障害のある難病患者等	6歳以上	8年

※
★
☆
の用具については、介護保険優先です。

種目	金額	障害及び程度	年齢要件	耐用年数
自動消火器	28,700円	障害等級2級以上、知的障害A2以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯又は別に定める世帯）	—	8年
電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上、知的障害A2以上（視覚又は知的に障害のある人のみの世帯又は別に定める世帯）	18歳以上	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	12,000円	視覚障害2級以上	6歳以上	10年
聴覚障害者用屋内信号装置（火災警報器接続用を除く）	87,400円	聴覚障害2級以上	18歳以上	10年
聴覚障害者用屋内信号装置（火災警報器接続用）	60,000円	聴覚障害2級以上	18歳以上	10年
透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	3歳以上	5年
ネブライザー（吸入器）	36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害のある人であって、医師の意見書により必要と認められる者。	3歳以上	5年
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害のある人であって、医師の意見書により必要と認められる者。呼吸器機能に障害のある難病患者等。	3歳以上	5年
酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	10年
盲人用体温計	9,000円	視覚障害2級以上	6歳以上	5年
盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上	6歳以上	5年
盲人用血圧計	15,000円	視覚障害2級以上	18歳以上	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	—	
携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能もしくは言語機能障害のある人又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	6歳以上	5年
情報・通信支援用具	150,000円	視覚、上肢機能障害2級以上	6歳以上	6年
地上デジタル放送対応ラジオ	29,000円	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害のある人（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められる者	18歳以上	6年
点字器	10,712円	視覚障害2級以上	6歳以上	7年
点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	6歳以上	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000円	視覚障害2級以上	6歳以上	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障害2級以上	6歳以上	6年

視覚障害者用 拡大読書器	226,000円	視覚に障害のある人であって、本装置により文字等 を読むことが可能になる者	6歳以上	8年
種目	金額	障害及び程度	年齢 要件	耐用 年数
盲人用時計	触読 14,000円 音声 13,300円	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚 に障害がある等のため触読式時計に使用が困難な者 を原則とする。	18歳以上	10年
聴覚障害者用 通信装置	文字により通 信を行うもの 44,000円 映像により通 信を行うもの 71,000円	聴覚障害又は音声・言語機能障害を有する者であっ て、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として 必要と認められる者	6歳以上	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900円	聴覚に障害のある人であって、本装置によりテレビ の視聴が可能になる者	3歳以上	6年
人工内耳用充電器	26,400円	聴覚に障害のある人であって、人工内耳を装用して いる者	18歳未満	3年
人工内耳用充電池	17,600円	聴覚に障害のある人であって、人工内耳を装用して いる者	18歳未満	1年
人工喉頭 ※	電動式 72,203円 笛式 5,150円	本装置により発語が可能となる音声機能障害者であ って、医師の意見書により必要と認められる者	—	5年
点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害のあ る人	—	—
ストーマ装具 ※	消化器系 月額 8,858円 尿路系 月額 11,639円	ストーマ造設者	3歳以上	—
紙おむつ等（紙おむ つ、サラン、ガーゼ等 衛生用品）※	月額 12,000円	先天性疾患に起因する高度の排便、排尿機能障害の ある全身性障害のある人等	3歳以上	—
収尿器	8,500円	高度の排尿機能障害のある人	3歳以上	—
在宅生活動作 補助用具	200,000円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。） 3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする 場合は、上肢障害2級以上の者。） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	6歳以上	—

※
★、
☆
の用具については、介護保険優先です。